

# 第15期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** | 平成30年6月28日 (木曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時)

**開催場所** | 東京都中央区佃二丁目1番6号  
当社本店 (2階会議室)

**決議事項** | 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 取締役 (社外取締役を除く。)  
に対する譲渡制限付株式の  
割当のための報酬決定の件

三井住友建設株式会社

証券コード：1821

目 次	
招集ご通知	01
議決権行使のご案内	02
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	05
第2号議案 取締役9名選任の件	06
第3号議案 監査役2名選任の件	13
第4号議案 取締役 (社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の 割当のための報酬決定の件	15
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

株 主 各 位

東京都中央区佃二丁目1番6号  
**三井住友建設株式会社**  
代表取締役社長 新井英雄

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成30年6月27日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区佃二丁目1番6号  
当社本店（2階会議室）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第15期計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

以 上

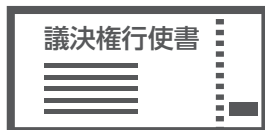
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」  
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」  
計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」  
従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類及び添付書類（事業報告、連結計算書類、計算書類）の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 当社ウェブサイト (<http://www.smcon.co.jp>)

## 議決権行使のご案内

### 株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 平成30年 6月28日(木) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



(株主総会会場)当社本店(2階会議室)

- 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任状等の代理権を証明する書面を当社にご提出ください。(株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は、株主総会にご出席いただけません。)

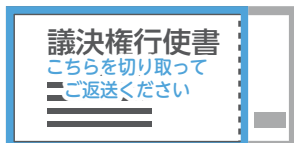
### 株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 平成30年 6月27日(水) 午後5時45分



#### 郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



#### インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net/>

にて各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は03ページから04ページをご覧ください。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。



携帯電話やスマートフォンなどによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

### インターネット等によるアクセス方法

#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net/>

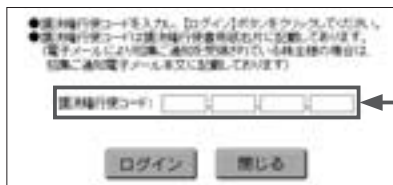


携帯電話やスマートフォンなどの場合、議決権行使書用紙左片に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



#### 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力

#### 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

#### パスワードのお取り扱い

■パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。

本総会終了まで大切に保管願います。

■パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。

■パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

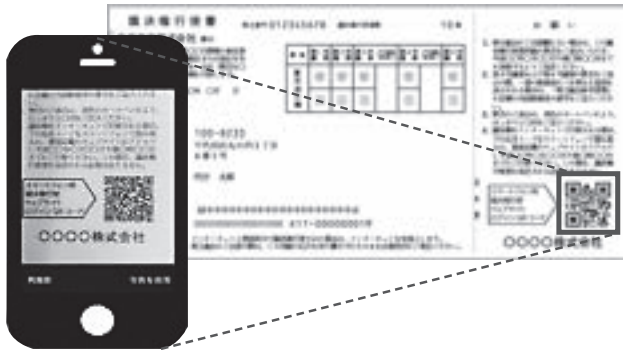
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

### 1 QRコードを読み取る



スマートフォンやタブレット端末で、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

### 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

### 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

## 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ・ 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案し利益配分を決定する方針としております。

第15期の期末配当につきましては、上記方針のもと、第15期の財務内容、業績及び今後の経営施策等を勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきますと存じます。

### 1

#### 配当財産の種類

金銭といたします。

### 2

#### 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

平成29年度の連結業績計画を上回る業績を達成したこと、及び今後の経営環境・業績見込み等を総合的に勘案し、1株につき、平成29年10月1日付の株式併合実施後に換算した前期の配当金相当額(15円)より3円増額し、18円といたしたく存じます。

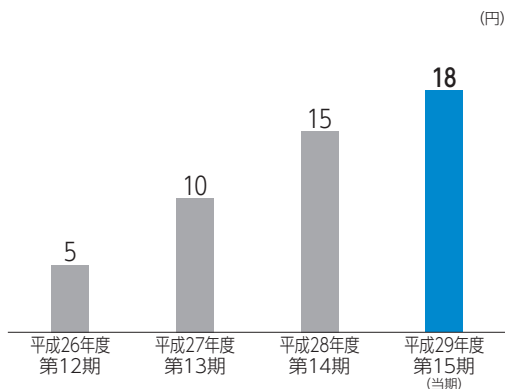
なお、この場合の配当総額は2,925,750,960円となります。

### 3

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。

#### (ご参考) 当社普通株式1株当たり配当金の推移



当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますので、前期以前の配当金については、株式併合の影響を考慮した金額を表記しております。

## 第2号議案

## 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、当社が土木工事業、建築工事業を主体とした総合建設会社であるという観点から両事業に対する相当程度の知見を有するとともに、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者をバランスよく取締役会の構成員とすることを基本方針とし、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会における協議の結果を踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本議案及び第3号議案が原案どおり承認され、候補者がそれぞれ取締役及び監査役に就任いたしますと、取締役及び監査役総数14名中5名が東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となります。

候補者番号	氏名	地位	担当	出席回数/取締役会
1 <span>再任</span>	あらい ひでお 新井 英雄	代表取締役社長 執行役員社長		100% (15回/15回)
2 <span>再任</span>	ながもと よしお 永本 芳生	代表取締役 執行役員副社長	監査・秘書・広報・企画・関連事業・管理本部・ 安全・事業開発推進本部・国際本部管掌 監査部担当役員	100% (15回/15回)
3 <span>再任</span>	みもり よしたか 三森 義隆	代表取締役 執行役員副社長	建築本部長	100% (15回/15回)
4 <span>新任</span>	はなとくに お 端戸久仁夫	執行役員副社長	安全環境統轄部担当役員	
5 <span>再任</span>	きみじま しょうじ 君島 章兒	取締役 専務執行役員	秘書室・広報室担当役員、管理本部長	100% (15回/15回)
6 <span>再任</span>	さとう ともひこ 佐藤 友彦	取締役 専務執行役員	企画部・関連事業部担当役員	100% (15回/15回)
7 <span>新任</span>	ましこ ひろし 益子 博志	専務執行役員	土木本部長	
8 <span>再任</span>	きたいくみこ <span>社外 独立役員</span> 北井久美子	取締役		93.3% (14回/15回)
9 <span>再任</span>	ささもと さきお <span>社外 独立役員</span> 笹本 前雄	取締役		100% (15回/15回)

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

1

あら い ひで お  
新井 英雄

再任

### 生年月日

昭和30年1月11日生

### 取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

### 所有する当社株式の数

10,908株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	住友建設株式会社入社
平成13年7月	同社土木本部土木統括部技術部長
平成15年4月	当社土木事業本部土木統括部土木技術部長、土木事業本部プロジェクト室リニ ュアルプロジェクト室長
平成22年4月	当社執行役員、東京土木支店長
平成23年4月	当社常務執行役員
平成24年6月	当社取締役
平成25年4月	当社専務執行役員
平成27年4月	当社代表取締役社長(現任)、執行役員社長(現任)

### 取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在、コーポレート・ガバナンスの強化と経営体制の一層の充実に取り組み、経営トップとしての職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者  
番号

2

ながもと よし お  
永本 芳生

再任

### 生年月日

昭和27年5月10日生

### 取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

### 所有する当社株式の数

8,034株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月	株式会社住友銀行入行
平成16年5月	株式会社三井住友銀行 営業審査第一部長
平成17年11月	S M F G企業再生債権回収株式会社 代表取締役社長
平成19年6月	大和証券エスエムビーシー株式会社 常勤監査役
平成21年9月	株式会社三井住友銀行 参与
平成22年3月	当社顧問
平成22年4月	当社執行役員副社長(現任)、監査部担当役員(現任)
平成22年6月	当社代表取締役(現任)、監査・広報・管理本部管掌(現任)
平成25年4月	当社秘書管掌(現任)
平成26年4月	当社企画・関連事業・事業開発推進本部・国際本部管掌(現任)
平成30年4月	当社安全管掌(現任)

### 取締役候補者とした理由

銀行在籍時代からの財務及び経営者としての豊富な経験を有しており、現在当社において経営管理部門、安全部門、国際部門、事業開発推進部門の管掌役員として職責を十分に果たしていることから、取締役として選任することが適切と判断いたしました。



候補者  
番号

3

みもり  
三森  
よしたか  
義隆

再任

## 生年月日

昭和31年3月12日生

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 住友建設株式会社入社  
 平成12年1月 同社東京支店建築総括部建築部長  
 平成15年4月 当社東京建築支店建築総括部建築部長  
 平成23年4月 当社執行役員  
 平成25年4月 当社常務執行役員  
 平成27年4月 当社専務執行役員  
 平成27年6月 当社取締役  
 平成28年4月 当社建築本部長(現任)  
 平成30年4月 当社代表取締役(現任)  
 当社執行役員副社長(現任)

## 取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

## 所有する当社株式の数

7,748株

## 取締役候補者とした理由

入社以来建築部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在建築本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者  
番号

4

はな  
と  
端戸  
くにお  
久仁夫

新任

## 生年月日

昭和30年5月6日生

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 三井建設株式会社入社  
 平成14年1月 同社横浜支店建築部長、建築工事部長  
 平成15年4月 当社横浜支店建築部長、首都圏住宅建設事業部建築総括部建築第二部長  
 平成24年10月 当社執行役員  
 平成27年4月 当社常務執行役員、東京建築支店長  
 平成29年4月 当社専務執行役員  
 平成30年4月 当社執行役員副社長(現任)、安全環境統轄部担当役員(現任)

## 所有する当社株式の数

4,411株

## 取締役候補者とした理由

入社以来建築部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、基幹支店である東京建築支店長時代に建築部門の立て直しに大きく寄与したことに加え、現在安全環境統轄部担当役員として職責を十分に果たしていることから、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

5

きみじま しょうじ  
君島 章兒

再任

### 生年月日

昭和30年7月29日生

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月	住友建設株式会社入社
平成11年6月	同社管理本部総務部長
平成15年4月	当社国際事業部総務部長
平成23年4月	当社執行役員
平成24年4月	当社秘書室担当役員(現任)
平成25年4月	当社常務執行役員、広報室担当役員(現任)、管理本部長(現任)
平成25年6月	当社取締役(現任)
平成28年4月	当社専務執行役員(現任)

### 取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

### 所有する当社株式の数

7,627株

### 取締役候補者とした理由

入社以来経営管理部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在管理本部長及び秘書室・広報室担当役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者  
番号

6

さとう ともひこ  
佐藤 友彦

再任

### 生年月日

昭和29年3月31日生

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	三井建設株式会社入社
平成14年2月	同社経営企画本部提携・統合戦略室長
平成15年4月	当社経営企画本部経営企画部次長
平成24年4月	当社執行役員、企画部・関連事業部担当役員(現任)
平成25年6月	当社取締役(現任)
平成26年4月	当社常務執行役員
平成28年4月	当社専務執行役員(現任)

### 取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

### 所有する当社株式の数

8,303株

### 取締役候補者とした理由

入社以来経営管理部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在企画部・関連事業部担当役員として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者  
番号

7

ましこ ひろし  
益子 博志

新任

生年月日

昭和31年3月12日生

所有する当社株式の数

6,590株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月	住友建設株式会社入社
平成15年4月	当社九州支店土木作業所
平成19年4月	当社土木管理本部土木技術部長
平成22年4月	当社東北支店長
平成24年4月	当社執行役員
平成25年4月	当社常務執行役員
平成27年4月	当社専務執行役員(現任)、土木本部長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在土木本部長として職責を十分に果たしていることから、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者  
番号

8

きた い く み こ  
北 井 久 美 子

再任

社外

独立

## 生年月日

昭和27年10月29日生

## 取締役会への出席状況

14回／15回 (93.3%)

## 所有する当社株式の数

0株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年4月	労働省入省
平成4年6月	同省職業安定局地域雇用対策課長
平成6年6月	同省婦人局婦人福祉課長
平成8年4月	同省婦人局婦人政策課長
平成9年10月	同省女性局女性政策課長
平成11年7月	静岡県副知事
平成13年8月	中央労働委員会事務局次長
平成15年8月	厚生労働省大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭担当)
平成17年8月	同省雇用均等・児童家庭局長
平成18年9月	中央労働委員会事務局長
平成19年8月	厚生労働省退官
平成19年8月	中央労働災害防止協会専務理事
平成23年6月	宝ホールディングス株式会社 社外監査役(現任)
平成24年10月	東京都公安委員会 委員(現任)
平成26年6月	株式会社協和エクシオ 社外取締役(現任)
平成26年6月	当社取締役(現任)
平成26年7月	勝どき法律事務所開設

## 重要な兼職の状況

- ・勝どき法律事務所 弁護士
- ・株式会社協和エクシオ 社外取締役
- ・宝ホールディングス株式会社 社外監査役
- ・東京都公安委員会 委員

### 1. 社外取締役候補者とした理由等

- 1) 北井久美子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏の幅広い見識及びこれまでの豊富な職歴による経験を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第15期事業報告(4.会社役員に関する事項 (4)社外役員に関する事項 ②当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏が経営する弁護士事務所と当社の間に取り関係が無いこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役にも再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

### 3. 責任限定契約について

同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者  
番号

9

ささもと  
笹本さきお  
前雄

再任

社外

独立

## 生年月日

昭和25年12月24日生

## 取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

## 所有する当社株式の数

0株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月	日本鋼管株式会社入社
平成11年12月	同社総務・人事部門土地活用統括グループリーダー
平成13年4月	同社総務・人事部門法務・総務統括グループリーダー
平成15年4月	J F Eホールディングス株式会社 総務・法務部門 理事
平成17年4月	同社常務執行役員 総務・法務部門長
平成17年8月	同社常務執行役員 総務部長
平成20年4月	同社専務執行役員
平成21年6月	J F Eライフ株式会社代表取締役社長
平成24年6月	J F Eホールディングス株式会社監査役(平成28年6月退任)
平成28年6月	当社取締役(現任)

## 1. 社外取締役候補者とした理由

- 1) 笹本前雄氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏の経営に関する豊富な経験を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第15期事業報告(4.会社役員に関する事項 (4)社外役員に関する事項 ②当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。

## 2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は当社と取引関係のあるJ F Eホールディングスグループに長年在籍しており、当社グループと同社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の1%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

## 3. 責任限定契約について

同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

## 4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会最終の時をもって2年となります。

(注)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案

## 監査役2名選任の件

監査役渡辺宗樹氏及び監査役長島謙氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては指名・報酬諮問委員会における協議の結果を踏まえ、取締役会で決定しております。また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

候補者  
番号

1

はらだ みちお  
原田 道男

新任

生年月日

昭和33年11月25日生

略歴及び重要な兼職の状況

昭和56年4月	住友建設株式会社入社
平成15年4月	当社財務統括部経理部集中事務センター
平成16年7月	当社北海道支店総務部経理チームリーダー
平成23年6月	当社監査部長
平成30年4月	当社監査部(現任)

所有する当社株式の数

2,836株

### 1. 監査役候補者とした理由

入社以来事務部門における豊富な経験を有しており、監査部長として当社内部統制・ガバナンス強化に大きく貢献したことから監査役として選任することが適切と判断いたしました。

### 2. 責任限定契約について

当社は監査役として有用な人材を登用すべく、監査役の当社に対する責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、同氏が監査役に選任され、監査役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

候補者  
番号

2

ほし  
星ゆきひろ  
幸弘

新任

社外

独立

## 生年月日

昭和28年2月5日生

## 所有する当社株式の数

0株

## 略歴及び重要な兼職の状況

昭和50年4月	住友金属鉱山株式会社入社
平成元年10月	同社建材事業本部シボレックス事業部栃木工場工務課長
平成2年10月	同社シボレックス事業部横浜工場工務課長
平成5年11月	同社建材事業部横浜工場製造課長
平成9年7月	同社住宅・建材事業本部栃木工場長
平成19年6月	同社リスクマネジメント推進部長
平成22年4月	日本鉱業協会理事、技術部長兼環境保安部長
平成26年4月	住友金属鉱山株式会社安全環境部環境担当部長
平成26年6月	同社安全環境部環境担当部長兼経営企画部担当部長 (現任：平成30年6月退任予定)

## 1. 社外監査役候補者とした理由等

- 1) 星幸弘氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者であります。
- 2) 同氏の製造、安全・環境及びリスクマネジメント等における経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただくべく、社外監査役として選任をお願いするものであります。

## 2. 社外監査役候補者の独立性について

同氏は当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社の業務執行者であり、当社グループと同社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の2%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反が生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断しており、同氏が監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となる予定であります。

## 3. 責任限定契約について

当社は監査役として有用な人材を招聘すべく、監査役の当社に対する責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、同氏が監査役に選任され、監査役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(注)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案

## 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成13年6月28日開催の当社（旧商号：三井建設株式会社）第85回定時株主総会において、月額25百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の金銭による取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案が承認可決されますと、引き続き9名（うち社外取締役2名）となります。

### 記

#### 対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受ける。

なお、譲渡制限付株式の1株あたりの払込金額は、その割当に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。



## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して当社が割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各事業年度あたり150,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該株式分割の比率又は株式併合の比率等に応じて、当該譲渡制限付株式の総数を合理的な範囲で調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役は、30年の期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）の全部を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他取締役会で定める事項

上記の他、譲渡制限付株式割当契約における意思表示及び通知の方法、譲渡制限付株式割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

### 【ご参考】

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、外需の回復により輸出・生産活動が拡大し、個人消費や民間設備投資等、成長軌道への回帰が進んだ結果、企業収益、雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。今後につきましては、国内外の政治・経済情勢に不確実性は残るものの、世界経済の拡大による底堅い外需に加え、個人消費を中心とした内需の回復期待もあり、景気は緩やかな拡大基調が続くものと期待されております。

国内建設市場におきましては、公共投資の下支えに加え、堅調な企業の設備投資、首都圏を中心とした再開発事業や五輪関連工事、インフラ整備・更新需要などの民間投資が底堅く推移しております。暫くこうした市場環境は続くものと思われませんが、建設工事の繁忙度の高まりにより資材コストのジリ高、建設労働者の逼迫による労務コストの上昇等が懸念されており、現在、官民を挙げて推進している生産性向上、働き方改革などの取組を、喫緊の課題として今後一層強化していくことが必要となっております。

このような状況下、「中期経営計画2016-2018」の2期目となる当期の業績は以下のとおりとなりました。

まず、連結ベースでは、高水準の手持ち工事を順調に進捗・消化したことから、売上高が4,173億円（前年度比134億円増加）となりました。

利益面につきましては、資材コストが上昇傾向にあるなか、採算重視の受注方針や生産性向上への取り組みが奏効し、土木・建築ともに前年度を上回る完成工事利益を確保することができました。

この結果、営業利益は306億円（前年度比26億円増加）、経常利益は285億円（前年度比23億円増加）と、3期連続で合併後最高益を更新することとなりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は207億円（前年度比37億円増加）となりました。

連結売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
<b>4,173</b> 億円	<b>306</b> 億円	<b>285</b> 億円	<b>207</b> 億円
前年度比 <b>134</b> 億円増	前年度比 <b>26</b> 億円増	前年度比 <b>23</b> 億円増	前年度比 <b>37</b> 億円増

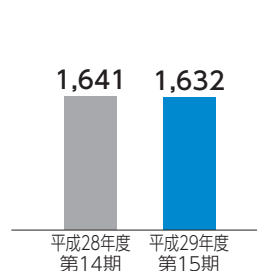
## 事業報告

土木部門・建築部門それぞれのセグメント業績は以下のとおりであります。なお、部門ごとのデータは、内部売上高、または振替高を含めて記載しております。

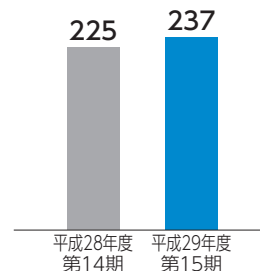
### 土木部門

売上高は、1,632億円で前年度比0.5%の減少となりましたが、生産性の向上に努めた結果、完成工事総利益は、前年度比5.3%増の237億円となりました。

#### 売上高 (億円)



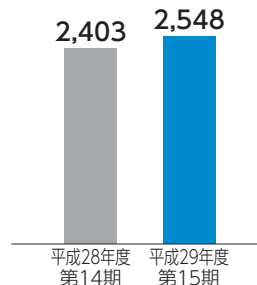
#### 完成工事総利益 (億円)



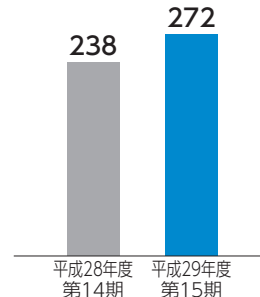
### 建築部門

売上高は、前年度比6.0%増の2,548億円となり、完成工事総利益も前年度比14.2%増の272億円となりました。

#### 売上高 (億円)



#### 完成工事総利益 (億円)



当社部門別の受注高、完成工事高、繰越高及び当期の主な受注工事、完成工事につきましては、以下のとおりであります。

### ① 当社部門別の受注高・完成工事高・繰越高

(単位：百万円)

工 事 部 門	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
土 木	229,920	125,742	117,761	237,900
建 築	258,185	225,430	198,303	285,313
合 計	488,106	351,172	316,065	523,213

当期受注高の構成比率：

土木工事 35.8%

建築工事 64.2%

官民比率：

官公庁工事 35.0%

民間工事 65.0%

### ② 当期の主な受注工事

発注者名	工事名称
スリランカ民主社会主義共和国 高等教育高速道路省 道路開発庁	ケラニ河新橋建設事業 パッケージ2
山口県 宇部市	第80工区 玉川ポンプ場建設工事
中日本高速道路株式会社	東名高速道路(特定更新等)裾野ⅠC～沼津ⅠC間床版取替工事(平成29年度)
コナミリアルエステート株式会社	コナミクリエイティブセンター銀座 新築工事
野村不動産株式会社	(仮称)Landport東習志野新築工事
Suzuki Motor Gujarat Private Limited	スズキグジャラート Cライン工場新築工事(※)

(注)(※)はSMCCコンストラクションインドの受注工事であり、その他は当社の受注工事であります。

### ③ 当期の主な完成工事

発注者名	工事名称
愛知県	内陸用地造成事業 豊田・岡崎地区 中工区 整地工事
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 安威川橋(PC上部工)工事
国土交通省	国道45号 檜内地区トンネル工事
東京建物株式会社 三菱地所レジデンス株式会社	(仮称)中央区新川二丁目計画
三井不動産株式会社 長島観光開発株式会社	ジャズドリーム長島5期増床およびリニューアル工事
日本電産株式会社	(仮称)日本電産株式会社 生産技術研究所 一期新築工事

(注)全て当社の完成工事であります。

### (2) 資金調達及び設備投資等の状況

当社は、本業である建設事業に係る運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、シンジケートローン方式による資金調達を行っております。当期につきましては、平成30年3月に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、三井住友信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとする総額100億円のコミット型シンジケートローン契約を新たに締結いたしました。なお、当該コミット型シンジケートローン契約に基づく当期末時点における借入実行残高はありません。既存のシンジケートローン契約に基づく借入実行残高は合計227億円となりました。

また、平成28年3月に締結したコミットメントライン契約（総額200億円）につきましては、契約期間を1年延長し、平成34年3月末日迄の契約期間といたしました。なお、当期末時点におけるコミットメントライン契約に基づく借入実行残高はありません。

当期中に実施いたしました設備投資の総額は当社グループ全体で17億円であり、主なものは、工事中機械の購入等であります。

### (3) 対処すべき課題

① 当社施工の横浜市所在マンションの事案につきましては、引き続き建替組合様、売主様やご関係の皆様と必要に応じ協議を持ち、適宜適切に対応しております。

なお、平成29年11月28日付にて、当該マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、レジデンシャル社といいます。）が当該マンション全棟の建替え費用、建替え工事期間中の仮住い費用等の合計459億円を、当社ならびに杭施工会社2社に対し、不法行為責任及び工事請負契約の瑕疵担保責任に基づき求償する訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。

レジデンシャル社の訴訟請求内容は、根拠・理由を欠く不相当なものであると考えており、当社といたしましては、裁判において、当社の主張を適切に展開してまいります。

② 農林水産省東北農政局が発注した土木一式工事の入札につき、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成29年4月に公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、当社は、公正取引委員会の調査に全面的に協力しております。当社は、かねてより、会社を挙げてかかる不正行為の根絶に取り組んでおります。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、長期的な視野にたったグループビジョンを策定し、その実現のために取り組む長期経営方針を定めております。

「中期経営計画2016-2018」では、当社施工の横浜市所在のマンションの事案発生を教訓として、信頼の回復を第一に、全社一丸となって企業価値の向上に取り組んでおります。

##### ① グループビジョン

**グループビジョン** 経営、技術、社員のそれぞれの側面から「ありたい姿」として

- 安定した収益力を確保し、持続的に成長する企業グループ
- 当社ならではの技術とサービスにより、社会的な課題に挑戦する企業グループ
- 信義と誠実を重んじ、社会建設への参画という誇りを持って、国内外に活躍の場を広げる企業グループ

#### ビジョン実現のための長期経営方針

##### 長期経営方針

- **ものづくりの力の向上**……………技術開発の強化や生産システム改革によるものづくりの力の向上
- **魅力ある企業づくり**……………人材の確保、育成、活力向上を通じた魅力ある企業づくり
- **建設事業の競争力・収益力の強化**……………国内土木、国内建築、海外の事業3本柱の競争力・収益力の強化
- **環境変化に対応した収益基盤の重層化**……………新規・新領域事業の推進による収益基盤の重層化
- **CSR経営の推進**……………社会的責任を持って事業を遂行するというCSR経営の推進

##### ② 「中期経営計画2016-2018」の概要

「信頼の回復と企業価値の向上」をテーマに、長期経営方針のうち「ものづくりの力の向上」と「魅力ある企業づくり」を計画期間中に重点的に取り組む「フォーカステーマ」といたしました。また、分野別に事業戦略を定め、諸施策を強力に推進し、業績目標の達成を目指します。

##### フォーカステーマ

###### 生産システムの改革

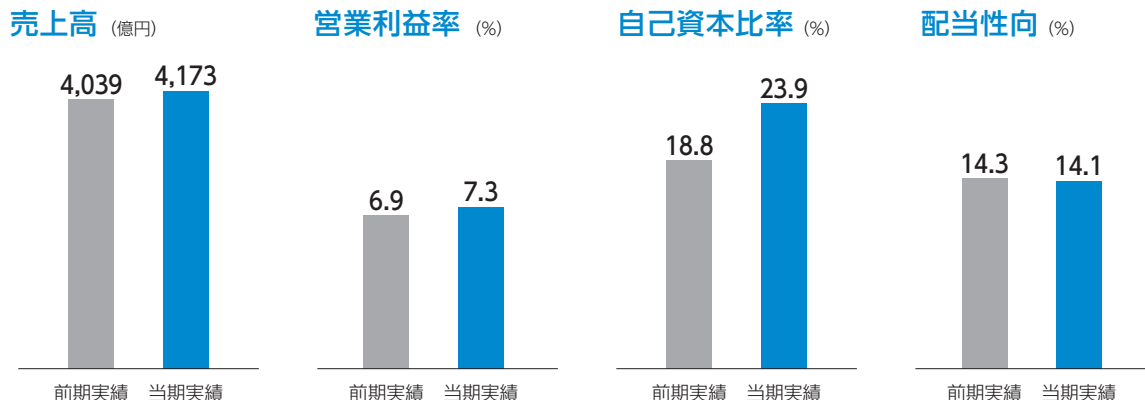
品質に対する信頼の回復が最重要課題であるとの認識のもと、品質の確保をはじめ、担い手の確保・生産性の向上など構造的な課題に対しても、生産システムの解決すべきテーマとして取り組む

###### 人材の確保・育成・活力の向上

会社の根幹である「人」については、人員の逼迫や高齢化の進行などの課題に対して、人材の確保と育成に努め、活力の溢れる魅力ある企業づくりを実現する

数値計画(連結) 2018年度	売上高	営業利益率	自己資本比率	配当性向
	4,400億円規模	5%以上	20%以上	20%以上

2018年度(計画最終年度)の数値計画(連結)に対する進捗状況は、以下のとおりとなりました。



## (5) 配当政策

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案し利益配分を決定する方針としております。

平成29年度におきましては、連結業績計画を上回る業績を達成したこと、及び今後の経営環境・業績見込み等を総合的に勘案し、1株につき、平成29年10月1日付の株式併合実施後に換算した前期の配当金相当額(15円)より3円増額し、18円をお諮りいたします。

今後も安定的、継続的な配当ができるよう、本計画に総力を挙げて取り組み、信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいります。

なお、平成30年5月14日開催の取締役会において、資本効率の向上及び経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行するため、2,600千株(15億円)を上限とする自己株式の取得を決議しております。



## (6) 財産及び損益の状況の推移

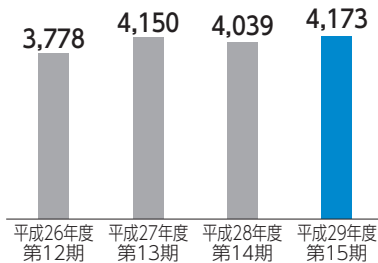
### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成26年度 第12期	平成27年度 第13期	平成28年度 第14期	平成29年度 第15期(当期)
売上高(百万円)	377,825	414,958	403,908	417,310
経常利益(百万円)	11,998	21,801	26,174	28,463
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,955	9,902	17,035	20,723
1株当たり当期純利益(円)	8.59	12.18	104.79	127.48
総資産(百万円)	279,450	293,663	302,152	317,688
純資産(百万円)	40,190	48,136	63,242	82,852

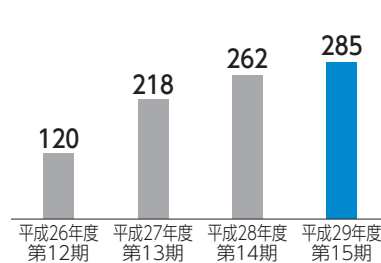
(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

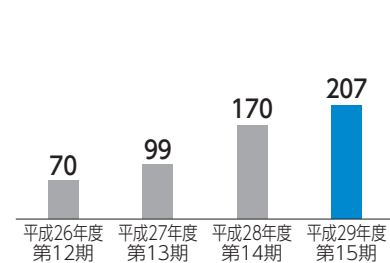
#### 売上高 (億円)



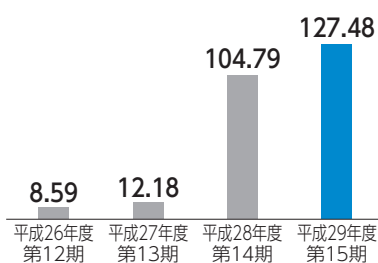
#### 経常利益 (億円)



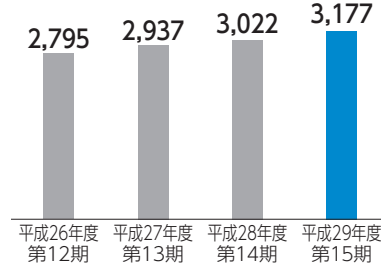
#### 親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



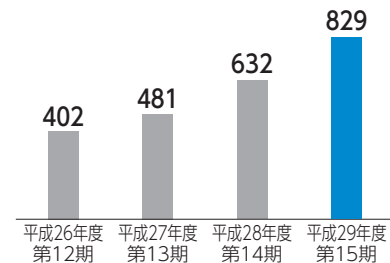
#### 1株当たり当期純利益 (円)



#### 総資産 (億円)



#### 純資産 (億円)



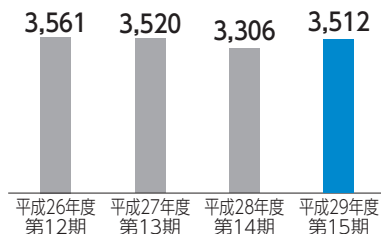
## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成26年度 第12期	平成27年度 第13期	平成28年度 第14期	平成29年度 第15期(当期)
受注高(百万円)	356,144	351,997	330,555	351,172
売上高(百万円)	284,111	320,826	305,749	316,150
経常利益(百万円)	7,728	15,427	23,621	23,657
当期純利益(百万円)	5,735	7,994	16,099	18,795
1株当たり当期純利益(円)	7.09	9.83	99.03	115.62
総資産(百万円)	218,486	234,183	242,118	254,185
純資産(百万円)	23,205	29,369	43,773	60,807

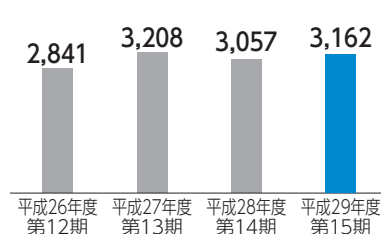
(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

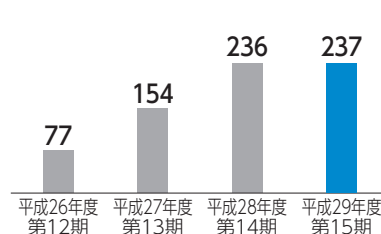
### 受注高 (億円)



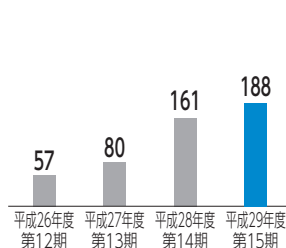
### 売上高 (億円)



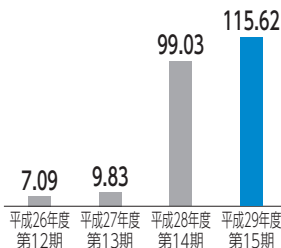
### 経常利益 (億円)



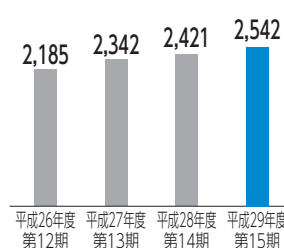
### 当期純利益 (億円)



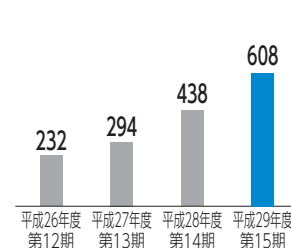
### 1株当たり当期純利益 (円)



### 総資産 (億円)



### 純資産 (億円)



## (7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
三井住建道路株式会社	1,329百万円	54.6%	道路舗装他
SMCリフォーム株式会社	216百万円	100.0%	リニューアル工事他
SMCプレコンクリート株式会社	100百万円	97.8%	コンクリート製品の製造・販売他
SMC商事株式会社	100百万円	100.0%	建設資材販売他
SMCテック株式会社	100百万円	100.0%	仮設資機材リース他
SMCシビルテクノス株式会社	100百万円	100.0%	土木リニューアル工事他
SMCCフィリピンズ	14百万 <sup>フィリピン</sup> <sub>ペソ</sub>	40.0%	総合建設業
SMCCウタマインドネシア	10,189百万 <sup>インドネシア</sup> <sub>ルピア</sub>	70.0%	総合建設業
SMCCタイランド	5百万 <sup>タイ</sup> <sub>バーツ</sub>	49.0%	総合建設業
SMCCコンストラクションインド	2百万 <sup>インド</sup> <sub>ルピー</sub>	80.0%	総合建設業
SMCCオーバーシーズシンガポール	15百万 <sup>シンガポール</sup> <sub>ドル</sub>	100.0%	総合建設業

(注) 1. 当期末における連結対象子会社は18社、持分法適用会社は1社であります。

2. SMCコンクリート株式会社は、当社子会社SMCプレコン株式会社を平成29年4月1日付で吸収合併し、SMCプレコンクリート株式会社に商号変更いたしました。

## (8) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-28) 第200号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(15) 第1号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (9) 主要な営業所等

### ① 当社

本 店 東京都中央区佃二丁目1番6号  
技 術 研 究 所 千葉県流山市駒木518番地の1

#### 支 店

北 海 道 支 店 (札 幌 市 中 央 区)	静 岡 支 店 (静 岡 市 葵 区)
東 北 支 店 (仙 台 市 青 葉 区)	中 部 支 店 (名 古 屋 市 中 区)
東 関 東 支 店 (千 葉 市 美 浜 区)	大 阪 支 店 (大 阪 市 中 央 区)
東 京 土 木 支 店 (東 京 都 中 央 区)	広 島 支 店 (広 島 市 中 区)
東 京 建 築 支 店 (東 京 都 中 央 区)	四 国 支 店 (愛 媛 県 新 居 浜 市)
国 際 支 店 (東 京 都 中 央 区)	九 州 支 店 (福 岡 市 博 多 区)
横 浜 支 店 (横 浜 市 神 奈 川 区)	

#### 海外事務所

マ ニ ラ (フ ィ リ ピ ン)	ジ ャ カ ル タ (イ ン ド ネ シ ア)
グ ア ム (ア メ リ カ)	バ ン コ ク (タ イ)
ハ ノ イ (ベ ト ナ ム)	ヤ ン ゴ ン (ミ ャ ン マ ー)
シ ン ガ ポ ール (シ ン ガ ポ ール)	

### ② 子会社

国 内	三井住建道路株式会社 (東京都新宿区) SMCリフォーム株式会社 (東京都台東区) SMCプレコンクリート株式会社 (東京都台東区) SMC商事株式会社 (東京都中央区) SMCテック株式会社 (千葉県流山市) SMCシビルテクノス株式会社 (東京都新宿区)
海 外	SMCCフィリピンズ (フィリピン) SMCCウタマインドネシア (インドネシア) SMCCタイランド (タイ) SMCCコンストラクションインド (インド) SMCCオーバーシーズシンガポール (シンガポール) SMCCマレーシア (マレーシア) 台湾三住建股份有限公司 (台湾)

(注) 1. 平成29年9月30日付で施美高(上海)工程有限公司は解散を決議し、清算することとなりました。

2. 平成29年10月25日付で台湾三住建股份有限公司を設立いたしました。

## (10) 従業員の状況

### ① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,529 [1,090] 名	85 名

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,390 名	41 名	47.2 歳	22.5 年
女 性	286	18	39.1	15.4
計	2,676	59	46.4	21.7

(注)平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

## (11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	8,100 百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,662
株式会社三重銀行	2,775
株式会社あおぞら銀行	2,312
株式会社東京スター銀行	1,850
株式会社新生銀行	925
株式会社りそな銀行	925

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 単元株式数 100株  
 (2) 発行済株式の総数 162,673,321株 (自己株式131,601株を含む。)  
 (3) 当期末株主数 84,168名  
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持株数(単位：千株)	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,497	6.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,552	4.64%
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED, LUXEMBOURG RE LUDJ RE:UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	3,519	2.16%
三井不動産株式会社	3,275	2.01%
住友不動産株式会社	3,107	1.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,087	1.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,038	1.86%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST.BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	2,605	1.60%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	2,425	1.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	2,363	1.45%

- (注) 1. 持株比率の算定にあたっては、発行済株式総数から自己株式131,601株を除いております。  
 2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

## 3 新株予約権等の状況

該当する事項はございません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当、重要な兼職の状況	
則久芳行	代表取締役会長	
新井英雄※	代表取締役社長 執行役員社長	
永本芳生※	代表取締役 執行役員副社長	監査・秘書・広報・企画・関連事業・管理本部・事業開発推進本部・国際本部管掌 監査部担当役員
廣川和彦※	代表取締役 執行役員副社長	安全・建築本部管掌 安全環境統轄部担当役員
三森義隆※	取締役 専務執行役員	建築本部長
君島章兒※	取締役 専務執行役員	秘書室・広報室担当役員、管理本部長
佐藤友彦※	取締役 専務執行役員	企画部・関連事業部担当役員
北井久美子	取締役	勝どき法律事務所 弁護士 株式会社協和エクシオ 社外取締役 宝ホールディングス株式会社 社外監査役 東京都公安委員会 委員
笹本前雄	取締役	
野崎正志	常勤監査役	
加藤善行	常勤監査役	
渡辺宗樹	常勤監査役	
村上愛三	監査役	紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士
長島讓	監査役	

- (注) 1. 取締役北井久美子氏及び取締役笹本前雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役長島讓氏は、社外監査役であります。
3. 取締役北井久美子氏、取締役笹本前雄氏、常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役長島讓氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
4. 当期中の取締役の異動
- (1) 平成29年6月29日開催の取締役会において次のとおり選定され、それぞれ同日就任いたしました。( )内は従前の地位であります。
- |         |      |           |
|---------|------|-----------|
| 代表取締役会長 | 則久芳行 | (代表取締役会長) |
| 代表取締役社長 | 新井英雄 | (代表取締役社長) |
| 代表取締役   | 永本芳生 | (代表取締役)   |
| 代表取締役   | 廣川和彦 | (代表取締役)   |

## 事業報告

- (2) 平成30年3月31日付で次のとおり執行役員を退任いたしました。( )内は退任直前の地位であります。  
 廣川 和彦 (執行役員副社長)
- (3) 平成30年4月1日付異動は次のとおりです。( )内は従前の地位であります。  
 取締役会長 則久 芳行 (代表取締役会長)  
 取締役 廣川 和彦 (代表取締役)  
 代表取締役 三森 義隆 (取締役)
5. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成30年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏名	会社における地位及び担当
春日 昭夫	専務執行役員 技術本部長、国際本部 副本部長
益子 博志	専務執行役員 土木本部長
杉尾 裕嗣	専務執行役員 国際本部長
端戸 久仁夫	専務執行役員 東京建築支店長
大槻 恒久	常務執行役員 土木本部 副本部長 兼 工事部門統括、調達センター(土木)担当役員
相良 毅	常務執行役員 生産管理本部長
三宅 悟	常務執行役員 事業開発推進本部長
辻 良樹	常務執行役員 国際支店長
山内 卓	常務執行役員 建築本部 副本部長 兼 工事部門統括、調達センター(建築)担当役員
石川 真吾	常務執行役員 建築本部 副本部長 兼 営業部門統括
佐藤 孝夫	常務執行役員 土木本部 技術担当
毛利 俊彦	常務執行役員 大阪支店長
碓井 正夫	常務執行役員 建築本部 副本部長 兼 設計部門統括
秋月 伸治	常務執行役員 四国支店長
雨宮 幸藏	常務執行役員 東北支店長
緒方 滋	常務執行役員 九州支店長
加島 賢司	常務執行役員 土木本部 副本部長 兼 営業部門統括
財前 英広	執行役員 建築本部 本部長
山地 斉	執行役員 国際本部 副本部長
長谷 浩志	執行役員 管理本部 副本部長 兼 秘書室長
栗林 武弘	執行役員 土木本部 本部長
加茂 裕之	執行役員 建築本部 本部長
岩城 純一	執行役員 企画部長
柴田 雅俊	執行役員 土木本部 本部長
岩井 正文	執行役員 建築本部 本部長
奥井 善之	執行役員 東京土木支店長
則行 達也	執行役員 東京建築支店副支店長
片桐 恵三	執行役員 中部支店長



(注)平成30年3月31日付にて次のとおり退任いたしました。( )内は退任直前の地位であります。

杉尾裕嗣	(専務執行役員)
佐藤孝夫	(常務執行役員)
雨宮幸藏	(常務執行役員)
緒方滋	(常務執行役員)
加島賢司	(常務執行役員)

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役の全員との間でそれぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額であります。

## (3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	225
監査役	5名	62
合計	14名	287

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額総額25百万円以内、監査役月額総額6百万円以内であります。  
 2. 使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は上表の支給額とは別枠であり、その支給総額は26百万円であります。  
 3. 上表の支給額のうち、報酬等の支給を受けた社外役員5名に対する報酬等の総額は51百万円であります。  
 4. 期末現在の取締役は9名、監査役は5名であります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

ア 取締役 北井久美子氏

勝どき法律事務所 弁護士、株式会社協和エクシオ 社外取締役、宝ホールディングス株式会社 社外監査役、東京都公安委員会 委員であります。いずれも当社との間には開示すべき関係はございません。

イ 監査役 村上愛三氏

紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士であります。当社との間には開示すべき関係はございません。

## ②当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
北井久美子	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中14回(93.3%)出席し、弁護士、中央官庁の要職ならびに上場企業の社外役員等を歴任した豊富な経験と幅広い知見から、当社の経営上有益な指摘及び意見を客観的かつ積極的に述べております。
笹本前雄	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中15回(100%)出席し、主に企業経営を通じて培った豊富な知見・経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。
加藤善行	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中15回(100%)、また、監査役会には17回中17回(100%)出席し、主に出身分野である金融機関で培った豊富な知見から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。
村上愛三	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中15回(100%)、また、監査役会には17回中17回(100%)出席し、主にガバナンス、法律面の課題ならびに経営課題につき、弁護士としての専門的見地から、有益な指摘、意見を客観的に述べております。
長島 讓	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中15回(100%)、また、監査役会には17回中17回(100%)出席し、主に企業経営を通じて培った豊富な知識・経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。

(注) 上記取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

- 各社外取締役は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、現場視察を通じ、当社の全社的な経営状況の理解に努めております。
- 各社外監査役は、会計監査人との定例会合に出席するとともに、本支店、子会社等の監査にも適宜参加し、質問を行い、説明を受けております。また、他の常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じ意見を述べております。さらに、代表取締役との定例意見交換会にも出席し、活発な意見交換を通じて代表取締役との意思疎通の一層の向上に努めております。
- 代表取締役及び非常勤の社外役員を構成員とする指名・報酬諮問委員会において役員候補者の指名、後継者承継ならびに取締役及び執行役員の報酬について活発かつ有益な議論を行っております。
- 社外取締役と監査役（社外監査役を含む。）は、定期的に会合を開催し、経営上の重要な課題、取締役会のあり方などについて、情報共有及び意見交換をしております。
- 各社外役員は、取締役会その他重要な会議における審議を通じて、法令遵守体制の強化やグループ内部統制システムの運用の実効性の確保・改善に向けた提言・意見表明を積極的に行うなどしてその職責を全うしております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額	78百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から報告を聴取し、必要な資料を入手して、前事業年度の会計監査実施状況の分析・評価を行うとともに、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積り算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 記載金額は、本文中の億円単位の表示は表示単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>270,431</b>	<b>流動負債</b>	<b>190,108</b>
現金預金	80,788	支払手形・工事未払金等	94,632
受取手形・完成工事未収入金等	146,933	電子記録債務	31,691
未成工事支出金等	25,909	短期借入金	2,769
繰延税金資産	3,409	未払費用	7,354
その他	13,390	未払法人税等	3,178
<b>固定資産</b>	<b>47,256</b>	未成工事受入金	28,707
<b>有形固定資産</b>	<b>24,096</b>	完成工事補償引当金	976
建物・構築物	4,708	工事損失引当金	127
機械・運搬具及び工具器具備品	4,722	偶発損失引当金	2,159
土地	14,611	その他	18,511
建設仮勘定	54	<b>固定負債</b>	<b>44,727</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,109</b>	長期借入金	21,353
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,050</b>	再評価に係る繰延税金負債	285
投資有価証券	13,441	退職給付に係る負債	18,231
繰延税金資産	1,594	その他	4,857
その他	7,274	<b>負債合計</b>	<b>234,835</b>
貸倒引当金	△1,259	<b>(純資産の部)</b>	
<b>資産合計</b>	<b>317,688</b>	<b>株主資本</b>	<b>76,056</b>
		資本金	12,003
		資本剰余金	524
		利益剰余金	63,790
		自己株式	△262
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△44</b>
		その他有価証券評価差額金	1,010
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	73
		為替換算調整勘定	△466
		退職給付に係る調整累計額	△660
		<b>非支配株主持分</b>	<b>6,840</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>82,852</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>317,688</b>

# 連結損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		417,310
売上原価		366,252
売上総利益		51,057
販売費及び一般管理費		20,473
営業利益		30,584
営業外収益		
受取利息	708	
受取配当金	196	
保険配当金等	126	
その他	219	1,251
営業外費用		
支払利息	556	
為替差損	420	
訴訟関連費用	983	
その他	1,412	3,372
経常利益		28,463
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	189	
関係会社清算益	45	243
特別損失		
固定資産処分損	79	
減損損失	581	
その他	3	664
税金等調整前当期純利益		28,041
法人税、住民税及び事業税	7,200	
法人税等調整額	△553	6,646
当期純利益		21,395
非支配株主に帰属する当期純利益		672
親会社株主に帰属する当期純利益		20,723

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>214,954</b>	<b>流動負債</b>	<b>154,820</b>
現金預金	54,534	支払手形	11,817
受取手形	2,500	電子記録債務	26,685
完成工事未収入金	117,106	工事未払金	62,304
未成工事支出金	21,345	短期借入金	2,275
繰延税金資産	2,540	未払法人税等	2,202
その他	16,927	未成工事受入金	24,807
<b>固定資産</b>	<b>39,230</b>	完成工事補償引当金	852
<b>有形固定資産</b>	<b>8,741</b>	工事損失引当金	115
建物・構築物	1,371	関係会社事業損失引当金	32
機械・運搬具	1,198	偶発損失引当金	2,159
工具器具・備品	796	その他	21,568
土地	5,328	<b>固定負債</b>	<b>38,557</b>
建設仮勘定	45	長期借入金	21,250
<b>無形固定資産</b>	<b>1,532</b>	退職給付引当金	14,317
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,956</b>	その他	2,989
投資有価証券	12,490	<b>負債合計</b>	<b>193,377</b>
関係会社株式・関係会社出資金	4,525	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	7,176	<b>株主資本</b>	<b>59,797</b>
長期前払費用	22	資本金	12,003
繰延税金資産	1,107	資本剰余金	393
その他	8,403	その他資本剰余金	393
貸倒引当金	△4,769	<b>利益剰余金</b>	<b>47,662</b>
<b>資産合計</b>	<b>254,185</b>	利益準備金	590
		その他利益剰余金	47,071
		繰越利益剰余金	47,071
		<b>自己株式</b>	<b>△262</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,010</b>
		その他有価証券評価差額金	1,010
		繰延ヘッジ損益	△0
		<b>純資産合計</b>	<b>60,807</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>254,185</b>

# 損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	316,065	
その他事業売上高	84	<b>316,150</b>
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	275,969	
その他事業売上原価	42	<b>276,011</b>
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	40,095	
その他事業総利益	42	<b>40,138</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>14,848</b>
<b>営業利益</b>		<b>25,290</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	1,214	
保険配当金等	110	
受取ロイヤリティー	580	
その他	99	2,004
<b>営業外費用</b>		
支払利息	613	
貸倒引当金繰入額	530	
為替差損	422	
訴訟関連費用	983	
その他	1,087	3,637
<b>経常利益</b>		<b>23,657</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	189	
関係会社清算益	45	234
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	45	
関係会社株式等評価損	685	
その他	2	733
<b>税引前当期純利益</b>		<b>23,158</b>
法人税、住民税及び事業税	4,919	
法人税等調整額	△556	4,362
<b>当期純利益</b>		<b>18,795</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

三井住友建設株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内田 英 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中原 義 勝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

三井住友建設株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 英 仁 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中原 義 勝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、あらかじめ当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役がこれらに基づいて実施した監査の状況及び結果について当該監査役から報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の農林水産省東北農政局が発注した土木一式工事の入札につき独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、引き続き今後の推移並びに当社の対応につき注視してまいります。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

三井住友建設株式会社 監査役会

常勤監査役	野 崎 正 志	Ⓔ
常勤監査役 (社外監査役)	加 藤 善 行	Ⓔ
常勤監査役	渡 辺 宗 樹	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	村 上 愛 三	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	長 島 謙	Ⓔ

以 上



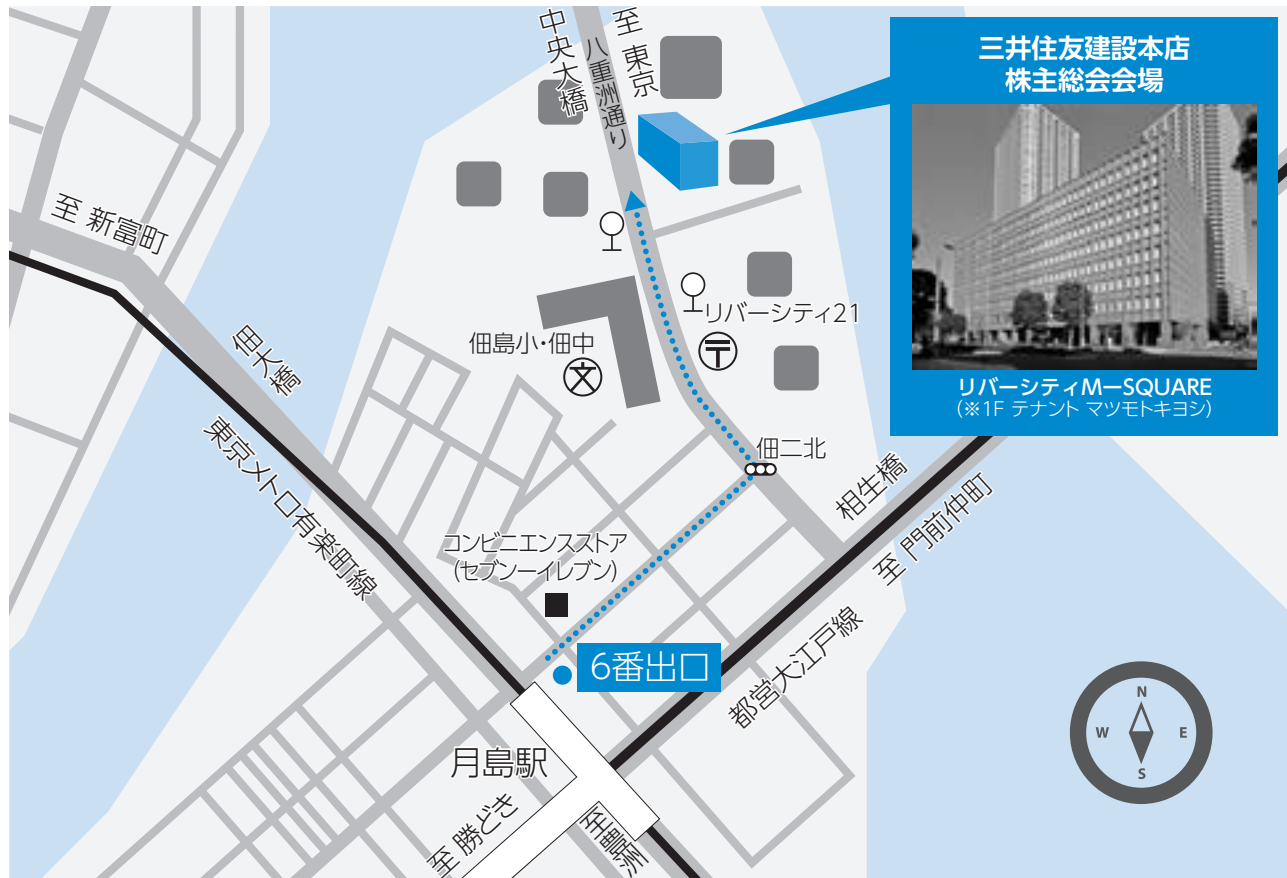




# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区佃二丁目1番6号  
当社本店(2階会議室)

☎ 03(4582)3000



## 交通アクセス



地下鉄を  
ご利用の場合

### 月島駅 6番出口より 徒歩9分

(ご参考)

- 有楽町線改札から6番出口まで 徒歩2分
- 大江戸線改札から6番出口まで 徒歩3分



バスを  
ご利用の場合

### リバーシティ21 下車 徒歩1分

東京駅八重洲口より都営バス  
東16系:東京ビッグサイト又は  
深川車庫前行きにて、約16分

三井住友建設株式会社

〒104-0051

東京都中央区佃二丁目1番6号

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

